

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月22日

播磨町監査委員 平 崎 泰 彦

播磨町監査委員 木 村 晴 恵

記

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和4年度播磨町一般会計、特別会計、公営企業会計（各12月末現在）についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の実施期間

令和5年2月1日から令和5年2月3日まで（課単位で実施）

3 監査の実施場所

役場会議室302

4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等及び会計帳簿等、並びに関係職員からの説明に基づき、適正かつ効率的に行われているかを主眼として証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、経営に係る事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等、並びに関係職員からの説明に基づき、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として質問を行うとともに、必要と認めたその他の監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、全体としておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項についてはそれぞれ口頭で指導を行ったが、次の「第3 監査の所見」に記述する事項については、留意及び改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

第3 監査の所見

1 組織機構改革について

令和4年10月1日から本町は組織機構改革により部制を導入している。平成17年10月1日にグループ制を導入して以来の大規模な機構改革である。令和3年12月定例会で機構改革関連の条例及び予算を上程し全て可決していることから、事前に周到に準備されたことがうかがえる。住民ニーズに即した対応が可能な体制を構築されたことを評価する。

4か月経過して各課がどのように機能しているか興味深く監査を行った。

総務課所管の監査において、10月1日以降の業務移行に伴う超過勤務の発生や、組織そのものが変化したため引継ぎ業務に時間を要している説明があった。

人事異動前に全職員ヒアリングを実施し、10月1日以降も毎月4人から5人の面談を総務課長と人事係長で行い、超過勤務による職員への負荷に配慮している等、改革はアップデートされていくようである。期待している。

各所管課監査において組織機構改革で苦慮したことを尋ねると、ほぼ間違いなく課長と課員が目を合わせ「大変でした。」あるいは「効率的なやり方を模索している。」と笑顔で即答があった。相当の業務量であるが、個々の職員が自身も気づかぬまま仕事にやりがいを感じているのではないかと推察する。

組織体制は整ったが、事業のスリム化はなされていない。担当部長、担当課長の配置による効果は4か月では不透明であるが、管理職の人員増は人件費増を伴うものであるので、効果の検証を随時実施されたい。

各所管課で抱えている諸問題を共有し、全庁的に迅速に課題解決を図ることを望む。

組織の見直しに加えて積極的な人材登用を行ったドラスティックな改革は、手法を誤ると解消しがたい混沌を招きかねないが、本町においては軟着陸できたのではないかと考える。

もろもろ含めて、改革を大いに評価している。1年後には少なくとも各事業の費用対効果については報告ができるように研鑽に努められたい。

組織機構改革については今後も注視していくこととする。

2 会計年度任用職員の活用について

国の施策に基づき、令和2年4月1日から会計年度任用職員が採用されている。3年が経過し、町組織に欠くことができない人材として定着した。貴重な人材に対し費用対効果の物差しで測ることはできないが、人件費の増大に見合う活用を全庁的に取り組んでいただきたい。

以上、監査の所見を踏まえ、より一層適正かつ効率的な事務執行に努めていただくとともに、今後も堅実な行財政運営に徹していただくよう切に望むものである。